# 〇新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令

和四十九年四月十五日 厚生省・通商産業省令第一号

[沿革] 第三号、 昭和四九年六月七日厚生・通商産業省令第二号、五八年七月三〇 九年三月二六日第一号、一〇年三月三〇日第一号、一二年一一月 日第一号、六二年一月一〇日第一号、平成二年二月二日第一号、 一九日第三号、一三年三月三〇日厚生労働・経済産業・環境省令 一年二月一日第二号改正 一五年二月三日第一号、一六年一月一九日第一号、二十

最 終 改 正 平成二十二年二月一 日

生労働省・ 経済産業省・環境省令第一号

第一条 この省令において使用する用語は、 において使用する用語の例による。 規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十七号。以下「法」という。) 化学物質の審査及び製造等の

(新規化学物質の製造等に係る届出)

とによって行うものとする。 第一の届出書を厚生労働大臣、 法第三条第一項の届出は、次の各号に掲げる事項を記載した様式 経済産業大臣及び環境大臣に提出するこ

- 新規化学物質の名称
- 二 新規化学物質の構造式又は示性式 法の概略) (いずれも不明の場合は、 その 製
- 三 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組
- 兀 新規化学物質の用途
- 定数量又は輸入予定数量 新規化学物質の製造又は 輸入の 開始後三年間における毎年の製造予
- 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質

る場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名 を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとす

(外国における製造者等の新規化学物質の製造等に係る届出)

第二条の二 法第五条の二第一項の届出は、 に提出することによつて行うものとする。 した様式第一の二の届出書を厚生労働大臣、 次の各号に掲げる事項を記載 経済産業大臣及び環境大臣

- 新規化学物質の名称
- 法の概略) 新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、 その製
- $\equiv$ 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組
- 新規化学物質の用途

五. 量 新規化学物質の本邦への輸出開始後三年間における毎年の輸出予定

六 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質 (新規化学物質の製造等の届出を要しないことの確認に係る申出) る場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域 を製造する事業所名及びその所在地、 新規化学物質を輸出しようとす

第三条 掲げる様式による申出書及び同表の下欄に掲げる確認書を厚生労働大 あらかじめ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、 ならない。 臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければ 法第三条第一項第四号の規定による確認を受けようとする者は、 それぞれ同表の中欄に

二 令第二条第一項第二号	一号 という。)第二条第一項第号。以下「令」という。)第二条第一項第る法律施行令(昭和四十九年政令第二百二 化学物質の審査及び製造等の規制に関す
様式第四	様式第二
様式第五	様式第三

## (確認を受けた新規化学物質に係る報告)

## (少量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする新規化学物質について、様式第九の申出書及びそから、それぞれ当該期間の属する年の四月一日から、第二号から第四号までに掲げる期間についてはそれぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月一日を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによがら、それぞれ当該期間の属する年の翌年三月三十一日までに製造し、から、それぞれ当該期間の属する年の翌年三月三十一日までに掲げる期間につい第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようとする者は、第四条 法第三条第一項第五号の規定による確認を受けようといる。

- 一 一月二十日から同月三十日まで
- 1 九月一日から同月十日まで一 六月一日から同月十日まで
- 一 九月一日から同月十日まで
- 四一十二月一日から同月十日までニーナリートカジョ
- いて、法第三条第一項第五号の確認をしてはならない。は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量につ厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合
- 又は輸入予定数量該新規化学物質に係る同号の期間になされた申出に係る製造予定数量造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合当一の新規化学物質に係る前項第一号の期間になされた申出に係る製
- 出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量(法第四条の一 一の新規化学物質に係る前項第一号及び第二号の期間になされた申

は輸入予定数量学物質に係る前項第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量又学物質に係る前項第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量又む。以下この項において同じ。)が一トンを超える場合 当該新規化二第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含

- 申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量を超える場合。当該新規化学物質に係る前項第三号の期間になされたた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トン一 一の新規化学物質に係る前項第一号から第三号までの期間になされ
- 定数量又は輸入予定数量該新規化学物質に係る前項第四号の期間になされた申出に係る製造予予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合 当一の新規化学物質に係る前項各号の期間になされた申出に係る製造

(高分子化合物の確認に係る申出)

大臣に提出することによつて申し出なければならない。 様式第十の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境は、あらかじめ、製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、第四条の二 法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者

# (低生産量新規化学物質の審査の特例に係る申出)

経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。際に、様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、第四条の三 法第四条の二第一項の申出は、法第三条第一項の届出をする

# (低生産量新規化学物質の確認に係る申出)

第四条の四 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二第四条の四 法第四条の二第四項の確認を受けようとするとが、様式第十二の申出書及びその写しをし、又は輸入しようとするときは、様式第十二の申出書及びその写しをし、又は輸入しようとするときは、様式第十二の申出書及びその写しを見生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し、又は輸入しようとするとさい。)に当該新規化学物質が同条第二項第四条の四 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、同条第二

2 法第四条の二第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度

経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければなら 程済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければなら 十日までの期間に、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、 毎年、製造し、又は輸入しようとするときは、 以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、

- 経過した日まで」とする。いては、「三月一日から同月十日まで」とあるのは「通知日から十日を質を製造し、又は輸入しようとする場合における前項の規定の適用につ3.通知日が三月である場合における通知年度の翌年度に当該新規化学物
- いて、法第四条の二第四項の確認をしてはならない。は、それぞれ当該各号に掲げるその製造予定数量又は輸入予定数量につ、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次の各号に掲げる場合
- 学物質に係る第一項の申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量む。以下この項において同じ。)が十トンを超える場合 当該新規化項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量(法第三条第一一の新規化学物質に係る第一項の申出をした日までになされた申出
- 又は輸入予定数量 新規化学物質に係る第二項の期間になされた申出に係る製造予定数量定数量及び輸入予定数量を合計した数量が十トンを超える場合 当該二 一の新規化学物質に係る第二項の期間になされた申出に係る製造予
- 造予定数量又は輸入予定数量場合 当該新規化学物質に係る第三項の期間になされた申出に係る製係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が十トンを超える三 一の新規化学物質に係る第二項及び第三項の期間になされた申出に

### (低生産量新規化学物質の審査の継続

大臣に提出することによつて行うものとする。 八項の試験の試験成績を添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境第四条の五 法第四条の二第七項の申出は、様式第十二の申出書に同条第

### 電子情報処理組織による届出等)

第四条の六 提出することを妨げない。 とに換えて、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を 境大臣が告示で定めるところにより、第三号に掲げる事項を入力するこ だし、届出等を行おうとする者が、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環 臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。た 使用に係る電子計算機であつて厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大 して届出等を行うときは、次に掲げる事項を届出等を行おうとする者の 電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 以下同じ。)と、届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを 経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機(入出力装置を含む。 いう。)第三条第一項の規定により電子情報処理組織(厚生労働大臣) る法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」と を行おうとする者は、 第三条の申出並びに第三条の二の報告(以下「届出等」という。) 法第三条第一項の届出、 行政手続等における情報通信の技術の利用に関す 法第四条の二第一項及び第七項の申 以下同じ。)を使用

様式をいう。以下同じ。)に記録すべき事項 「電子届出等様式(届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合に 一電子届出等様式(届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合に 一電子届出等様式(届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合に 一電子届出等様式(届出等を電子情報処理組織を使用して行う場合に

- 二 書面届出等様式に記載すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)
- であつて、前号に掲げる事項を除いたものきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項三 当該届出等を書面等により行うときに法令の規定に基づき添付すべ
- ついての情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十2 前項の届出等を行おうとする者は、同項の規定により入力する事項に

- 含む。以下同じ。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書及び第三項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項
- 法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年
- 大臣が告示で定める電子証明書三 前号に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境

# (電子情報処理組織による少量新規化学物質等の確認に係る申出 )

- 電子届出等様式に記録すべき事項
- れている事項 第四条第二項の規定により申し出るべきこととさ
- ばならない。
  て、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなけれて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなけれいての情報に電子署名を行い、当 該電子署名に係る電子証明書であつ2 前項の申出を行おうとする者は、前項の規定により入力する事項につ
- 二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項

### に規定する電子証明書

大臣が定める電子証明書三が一時に規定するもののほか、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境

属書一で規定する方式に従つてしなければならない。 に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇八附第六条 前条の入力は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)

### (氏名等を明らかにする措置)

申出と併せて送信することをいう。 第四条の六第二項各号及び第五条第二項各号に掲げる電子証明書を当該にする措置とは、電子届出等様式に記録された情報に電子署名を行い、第七条 情報通信技術利用法第三条第四項における氏名又は名称を明らか

### (申出者コード)

- ときは、当該書面を提出した者に申出者コードを付与するものとする。2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の書面を受理した
- に届け出なければならない。は様式第十六によりその旨を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣、出者コードの使用を廃止するときは、遅滞なく、それぞれ様式第十五又3 第一項の申出を行つた者は、申し出た事項に変更があつたとき又は申

### 附則

- 1 この省令は、昭和四十九年四月十六日から施行する。
- ては、同条第一項中「それぞれ当該各号に掲げる期間の属する月の翌月2 この省令の施行の日の属する年度における第四条の規定の適用につい

「一トン」とあるのは「八百七十五キログラム」とする。日」とあるのは「四月十六日から同月二十五日」と、同条第二項各号中間の属する月の翌月一日から」と、同項第一号中「三月一日から同月十第二号及び第三号に掲げる期間にあつてはそれぞれ当該各号に掲げる期一日から」とあるのは「第一号に掲げる期間にあつては五月十六日から、

### 附 則

2 この省令の施行の日の属する年度に法第三条第一項第五号の規定によ1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。(平成一六年一月一九日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号)

日」とあるのは「翌月一日」とする。ては、同号中「一月二十日」とあるのは「二月二十日」と、「同月三十十日、同号中「一月二十日」とあるのは「二月二十日」と、「同月三十輪入に係る届出等に関する省令第四条第一項第一号の規定の適用についる確認を受けようとする場合における改正後の新規化学物質の製造又は「この省令の施行の日の属する年度に法第三条第一項第五号の規定によ

### 附則

この省令は、公布の日から施行する。(平成一七年一月一一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号)

附則

定は、平成二十三年四月一日から施行する。この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条の規(平成二十二年二月一日厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号)

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第1)

様式第1 (第2条関係)

新規化学物質製造·輸入届出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名

> > 住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により、新規化学物質の製造 又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

- 1. 新規化学物質の名称
- 2. 新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明な場合はその製法の概略)
- 3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
- 4. 新規化学物質の用途
- 5. 新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量
- 6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及び その所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される 国名又は地域名

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に 準拠して記入すること。
- 3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
- 4. 届出に係る新規化学物質が法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
- 5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の申出を行う場合には、様式 第11「低生産量新規化学物質の審査の特例申出書」を添付すること。
- 6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第1の2)

様式第1の2 (第2条の2関係)

外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環境大臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の2第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の2の規定に基づき次のとおり届け出ます。

- 1. 新規化学物質の名称
- 2. 新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明な場合はその製法の概略)
- 3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
- 4. 新規化学物質の用途
- 5. 新規化学物質の本邦への輸出開始後3年間における毎年の輸出予定数量
- 6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及び その所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される 国名又は地域名

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に 準拠して記入すること。
- 3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
- 4. 届出に係る新規化学物質が法第5条の2第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
- 5. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 6. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第2)

様式第2(第3条関係)

中間物としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環境大臣

ます。

氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出

1.	新規化学物質の名称	
2.	新規化学物質の構造式又は示性式	
	(いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3.	新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4.	新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
5.	新規化学物質を製造しようとする場合にあつ	
	てはその新規化学物質を製造する事業所名及	
	びその所在地(新規化学物質を輸入しようと	
	する場合にあつてはその新規化学物質が製造	
	される国名又は地域名)	
6.	新規化学物質を中間物として使用することが	
	確実である者の氏名又は名称及び住所並びに	
	法人にあつてはその代表者の氏名	
7.	新規化学物質を使用する事業所名及び所在地	
8.	新規化学物質の使用により製造される化学物	
	質の名称	
9.	その他参考となるべき事項	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
  - 2. 別紙として以下の書類を添付すること。
    - (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
    - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
    - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
    - (4) 製造(輸入) しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した書面
    - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
  - 3. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
  - 4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
  - 5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
  - 6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
  - 7. その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質 の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第3)

様式第3(第3条関係)

確認書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

新規化学物質である[申出物質名]が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

### 備考

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
- 2. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
- 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 別紙

- 1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
- 2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
- 4. 1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量
- 5. 取扱いにあたつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
- 6.1.の使用する者における化学物質の管理体制
- 7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
- 8.1.の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造(輸入)しようとする者における措置を説明した書面

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第4)

様式第4 (第3条関係)

閉鎖系等用途としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

(印)

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式	
(いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつ	
てはその新規化学物質を製造する事業所名及	
びその所在地(新規化学物質を輸入しようと	
する場合にあつてはその新規化学物質が製造	
される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を中間物として使用することが	
確実である者の氏名又は名称及び住所並びに	
法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在地	
8. 新規化学物質の用途	
	<u> </u>

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
  - 2. 別紙として以下の書類を添付すること。
    - (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
    - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
    - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
    - (4) 製造(輸入) しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
    - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
  - 3. 数量の単位は kg とし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
  - 4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
  - 5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
  - 6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第5)

様式第5 (第3条関係)

確認書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

新規化学物質である[申出物質名]が閉鎖系等用途として使用(施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で使用)され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

### 備考

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
- 2. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
- 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 別紙

- 1. 閉鎖系等用途として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
- 2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
- 4.1.の使用する者において新規化学物質の用途及び使用方法並びに新規化学物質の予測される環境への放出量
- 5. 取扱いにあたつて新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
- 6.1.の使用する者における化学物質の管理体制
- 7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
- 8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造 (輸入) しようとする者における措置を説明した書面

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第6)

様式第6 (第3条関係)

輸出専用品としての新規化学物質製造(輸入)申出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環境大臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

印

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

-			
	1.	新規化学物質の名称	
	2.	新規化学物質の構造式又は示性式	
		(いずれも不明な場合はその製法の概略)	
	3.	新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成	
	4.	新規化学物質の年間の製造(輸入)予定数量	
	5.	新規化学物質を製造しようとする場合にあつ	
l		てはその新規化学物質を製造する事業所名及	
		びその所在地(新規化学物質を輸入しようと	
		する場合にあつてはその新規化学物質が製造	
l		される国名又は地域名)	
	6.	新規化学物質を輸出しようとする国名又は地	
l		域	
	7.	新規化学物質を輸出することが確実である者	
		の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって	
l		はその代表者の氏名	
	8.	6. の国又は地域において新規化学物質を輸	
		入することが確実である者の氏名又は名称及	
		び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	
l		名	

- 備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
  - 2. 別紙として以下の書類を添付すること。
    - (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
    - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
    - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
    - (4) 製造(輸入) しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
    - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
  - 3. 数量の単位は kg とし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
  - 4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
  - 5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
  - 6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第7)

様式第7 (第3条関係)

確認書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

新規化学物質である[申出物質名]が輸出専用品であることを別紙のとおり確認します。

### 備考

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
- 2. 数量の単位はkgとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
- 3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 別紙

- 1. 新規化学物質を輸出することが確実である者(以下「輸出者」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
- 2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
- 3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
- 4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
- 5. 新規化学物質が確認を受けたところに従つて輸出されていることを確認するための製造(輸入) しようとする者における措置を説明した書面

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第8)

様式第8 (第3条の2関係)

新規化学物質製造 (輸入)報告書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環境大臣

> 氏名又は名称及び法人にあつ ては、その代表者の氏名 住 所

(印)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

 第2条第1項第1号 第2条第1項第2号 第2条第1項第3号 → に該当する場

合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

<ol> <li>新規化学物質の名称</li> <li>確認を受けた年月日</li> <li>製造(輸入)実績数量</li> <li>新規化学物質の使用した者における使用実績数量(令第2条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量)</li> <li>製造(輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況</li> <li>確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容</li> <li>新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</li> <li>6.の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</li> </ol>			
3. 製造(輸入)実績数量 4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量(令第2条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量) 5. 製造(輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況 6. 確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容 7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	1.	新規化学物質の名称	
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量(令第2条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量)  5. 製造(輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況  6. 確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容  7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	2.	確認を受けた年月日	
数量(令第2条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量)  5. 製造(輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況  6. 確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容  7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	3.	製造(輸入)実績数量	
は、輸出先毎の輸出実績数量)  5. 製造(輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況  6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつた場合には、その変更内容  7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	4.	新規化学物質の使用した者における使用実績	
5. 製造 (輸入)、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況  6. 確認を受けた内容について軽微な変更があった場合には、その変更内容  7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		数量(令第2条第1項第3号の場合にあつて	
て新規化学物質の施設外への排出又は移動が ある場合には、その概況 6.確認を受けた内容について軽微な変更があつ た場合には、その変更内容 7.新規化学物質を輸出することが確実である者 の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名 8.6.の国又は地域において新規化学物質を輸 入することが確実である者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはその代表者の氏		は、輸出先毎の輸出実績数量)	
ある場合には、その概況  6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつた場合には、その変更内容  7. 新規化学物質を輸出することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	5.	製造(輸入)、使用等の取扱いの過程におい	
6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつ た場合には、その変更内容 7. 新規化学物質を輸出することが確実である者 の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名 8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸 入することが確実である者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはその代表者の氏		て新規化学物質の施設外への排出又は移動が	
た場合には、その変更内容  7. 新規化学物質を輸出することが確実である者 の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸 入することが確実である者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはその代表者の氏		ある場合には、その概況	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である者 の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名 8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸 入することが確実である者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	6.	確認を受けた内容について軽微な変更があつ	
の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名 8.6.の国又は地域において新規化学物質を輸 入することが確実である者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはその代表者の氏		た場合には、その変更内容	
はその代表者の氏名  8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	7.	新規化学物質を輸出することが確実である者	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を輸入することが確実である者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏		の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって	
入することが確実である者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあってはその代表者の氏		はその代表者の氏名	
び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	8.	6. の国又は地域において新規化学物質を輸	
		入することが確実である者の氏名又は名称及	
名		び住所並びに法人にあってはその代表者の氏	
		名	

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4とすること。
- 2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
- 3. { } のうち該当しない文字は、まつ消すること。
- 4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式 (様式第9)

車 業 担 ふ ク	4/-	
事 葉 場 の 名	1 作	
所 在	地	
新規化学物質の	名称	
新規化学物質の	構造	
式又は示性式(		
れも不明の場合 その 製 法の 概 I		
		成分組成
所規化学物質の物理 均性状	3167	おスプを組みな
確認を受けようとす?	5年度	I
製造・輸入を行わう	とす	
る年度)		
製造予定数量又は輸 定数量	i入予	k g
 断規化学物質の	用途	
<b>新規化学物質を輸入しょう</b>		
器合にあつては、当故新規が が規範される国名又は組織が		
多 考 事	_	
2 事業場 る国名 3 参考事 4 申出事 5 法人に	の名称、 文は地域: 項の間は 項につし あつては	t、日本工業規格 A 4 とする。 所在地の間は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造され 5の網に記入すること。 t、過去の実績(確認数量、実績数量)等を記載すること。 なお、参考事項は添付書類とすることができる。 いては、参考となるべき書類を添付することができる。 t、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、署名することができる。
2 事業場 である である 4 中出書 5 法人に 6 氏名を 化学物質の審理	大きさは、 では地域は ではの間に では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	所在地の間は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造され 8の欄に記入すること。 は、過去の実績(確認数量、実績数量)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。 いでは、参考となるべき書類を添付することができる。 は、中出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、署名することができる。 遺等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は る省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。
2 事業場 る参考書 3 参申法人に 5 氏名を 2 を 4 を 3 を 4 を 3 を 4 を 5 氏名を 4 を 4 を 5 氏名を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4	大の文は地間につまいでは、 製す	所在地の欄は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造され 8の欄に記入すること。 た、過去の実護(確認数量、実態数量)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。 では、参考となるべき書類を添付することができる。 た、中出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、署名することができる。 遺等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は
2 事業場名 ま	大の文はのは、 との文はでは、 できるが、 はいないでは、 できるが、 はいないでは、 できるが、 はいないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 このでは、 こ	所在地の間は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造されるの間に記入すること。 は、過去の実績(確認数量、実績数量)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。 いては、参考となるべき書類を添付することができる。 は、中出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、署名することができる。 造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又はる省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。  氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 住所  ②用途コード ③申出数量(kg)
2 事業場名 ま	大の文はのは、 との文はでは、 できるが、 はいないでは、 できるが、 はいないでは、 できるが、 はいないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 このでは、 こ	所在地の間は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造されるの間に記入すること。 は、過去の実践(確認数量、実践数量)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。 いては、参考となるべき書類を添付することができる。 は、中出書の末足に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、署名することができる。 造等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又はる省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。  氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 住所  ②用途コード ③申出数量(kg) [用途番号等] 25 32
2 事業場名	大の文はのは、 との文はでは、 できるが、 はいないでは、 できるが、 はいないでは、 できるが、 はいないでは、 できないでは、 できないでは、 できないでは、 このでは、 こ	所在地の間は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が啓認されるの間に記入すること。  は、過去の実践(確認教皇、実績教皇)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。  いては、参考となるべき書類を添付することができる。  は、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、署名することができる。  透等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又はる省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。  「人名文は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名 住所  ②用途コード 「用途番号等] 25  ②用途コード 「用途番号等] 28  32  □ 10  ○ 20  ○ 30  □
2     事業場名       3     4     5     5     6     6     6     6     7 <td< td=""><td>大の又はのにつ栽 び間 では、</td><td>所在地の側は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造されるの側に記入すること。  は、過去の実建(確認数量、実護数量)等を記載すること。なお、巻考事項は添付書類とすることができる。 っては、巻考となるべき書類を添付することができる。 は、申出書の表に当該届出に係る担当部業、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、暑名することができる。 清等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又はる省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。  氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名  (用途番号等) 25  「用途番号等] 25  「日本番号等] 25  「日本番号等] 26  「日本番号等] 27  「日本番号等] 28  第2  「中全 用間量 途 物中 開量 途 物中 開量 途 物中 書 子の他の元素ネテン の 日日の 原子 な物 物質 が 関係 の の の 日日の 原子 な物 が 自由 まままままままままままままままままままままままままままままままままま</td></td<>	大の又はのにつ栽 び間 では、	所在地の側は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造されるの側に記入すること。  は、過去の実建(確認数量、実護数量)等を記載すること。なお、巻考事項は添付書類とすることができる。 っては、巻考となるべき書類を添付することができる。 は、申出書の表に当該届出に係る担当部業、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 押印することに代えて、暑名することができる。 清等の規制に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又はる省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。  氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名  (用途番号等) 25  「用途番号等] 25  「日本番号等] 25  「日本番号等] 26  「日本番号等] 27  「日本番号等] 28  第2  「中全 用間量 途 物中 開量 途 物中 開量 途 物中 書 子の他の元素ネテン の 日日の 原子 な物 物質 が 関係 の の の 日日の 原子 な物 が 自由 まままままままままままままままままままままままままままままままままま
2 事業場名	大の又はのにつ栽 び間 では、	所在地の側は製造の場合のみ記入し、新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造されるの側に記入すること。  1. 適長の実績(確認数量、実績数量)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。  1. 中出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(最話番号)を記載すること。  「押印することに代えて、署名することができる。  1. 中田書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(最話番号)を記載すること。  「押印することに代えて、署名することができる。  1. 中田書の表別に関する法律第3条第1項第5号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又はる省令第4条第1項の規定により上記のとおり申し出ます。  「「用途番号等」  20 「「用途番号等」  28 32 「「用途番号等」  29 日本の他の元素子の他の元素子と、現場、関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係など、表別の関係を記録を与いては、表別の代表書の氏名  (中国・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第10)

様式第10(第4条の2関係)

	項第6号に係る高分子化合物製造・輸入申出書
1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式(不明の場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の数平均分子 量	
<ul><li>1. 新規化学物質の重量平均分子量</li></ul>	
5. 新規化学物質の単量体単位 のモル比	
<ul><li>新規化学物質の単量体単位 の重量比</li></ul>	
1. 新規化学物質の外観	
3. 新規化学物質の用途	
<ul><li>新規化学物質の純度及び不 純物</li></ul>	
0. その他参考となるべき事項	
1. 用紙の大きさは、日本工業規 2. 別紙として以下の書類を添付 (1)試験サンプルの純度、不純 (2)試験サンプルを構成する単 (3)物理化学的安定性試験結果、	すること。 勿及びその含有量 量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比 酸・アルカリ溶解性試験結果
. 用紙の大きさは、日本工業規 2. 別紙として以下の書類を添付 (1)試験サンプルの純度、不純 (2)試験サンプルを構成する単 (3)物理化学的安定性試験結果 (4)水・有機溶媒溶解性試験結 (5)分子量分布、分子量1,000 (6)懸念官能表等の有無 3. 法人にあつては、申出書の末 1. 氏名を記載し、押印すること	すること。 勿及びその含有量 量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比 酸・アルカリ溶解性試験結果 果
1. 用紙の大きさは、日本工業規 2. 別紙として以下の書類を添付 (1)試験サンプルの純度、不純 (2)試験サンプルを構成する単 (3)物理化学的安定性試験結果 (4)水・有機溶媒溶解性試験結 (5)分子量分布、分子量 1,000 (6)懸念官能基等の有無 3. 法人にあつては、申出書の末 4. 氏名を記載し、押印すること 化学物質の審査及び製造等の規	すること。 勿及びその含有量 遺体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比 酸・アルカリ溶解性試験結果 果 未満成分の含有量等 に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること に代えて、署名することができる。
1. 用紙の大きさは、日本工業規 2. 別紙として以下の書類を添付 (1)試験サンプルの純度、不純 (2)試験サンプルを構成する単 (3)物理化学的安定性試験結果 (4)水・有機溶媒溶解性試験結果 (5)分子量分布、分子量 1,000 (6)懸念官能基等の有無 3. 法人にあつては、申出書の末 1. 氏名を記載し、押印すること 化学物質の審査及び製造等の規	すること。 勿及びその含有量 遺体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比 酸・アルカリ溶解性試験結果 果 未満成分の含有量等 足に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること に代えて、署名することができる。 制に関する法律第3条第1項第6号の確認を受けたいので、新規化学 に関する省令第4条の2の規定により、上記のとおり申し出ます。 氏名又は名称及び法人にあつては、 その代表者の氏名
(2)試験サンプルを構成する単 (3)物理化学的安定性試験結果、 (4)水・有機溶媒溶解性試験結果、 (5)分子量分布、分子量1,000 を (6)懸念官能基等の有無 3.法人にあつては、申出書の末 4.氏名を記載し、押印すること 化学物質の審査及び製造等の規 物質の製造又は輸入に係る届出等	すること。 勿及びその含有量 量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比 酸・アルカリ溶解性試験結果 果 に満成分の含有量等 にに当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること に代えて、署名することができる。 制に関する法律第3条第1項第6号の確認を受けたいので、新規化学 に関する省令第4条の2の規定により、上記のとおり申し出ます。 氏名又は名称及び法人にあつては、

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第11)

様式第11 (第4条の3関係)

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の3の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
- 3. 申出に係る新規化学物質が法第4条の2第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
- 4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第12)

様式第12(第4	4条の4第1項及び第2項関係)
	低生産量新規化学物質製造・輸入申出書
新規化学物質の名称	
新規化学物質の構造 式又は示性式 (いず れも不明の場合は、 その製法の概略)	
確認を受けようとする年度 (製造・輸入を行おうとす る年度)	
製造予定数量又は輸入予 定数量	k g
参 考 事 項	
の名称と同じ名 3 参考事項の欄 4 申出事項につ 5 法人にあつて 6 氏名を記載し 物質の審査及び る届出等に関す。 年 月 日	(の名称の欄は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質 称を記載すること。 郡は、過去の実績(確認数量、実績数量)等を記載すること。なお、参考事項は添付書類とすることができる。 かいては、参考となるべき書類を添付することができる。 こは、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先(電話番号)を記載すること。 、、押印することに代えて、署名することができる。 製造等の規制に関する法律第4条の2第4項の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸 る省令第4条の4第1項又は第2項の規定により上記のとおり申し出ます。 氏名又は名称及び法人にあっては、 その代表者の氏名 印 住所
働大臣 業大臣 殿 大 臣	
(低生産量新規化学物質電算処 ① 構造コード 【 分子式に含まれる元素の数等	②用途コード ③申出数量 (kg)
構 C C 銀 H 法 分 類 ニ・ 匹 四 回 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	O N S F G 原子番号数 原子番号数 展子番号数 展子 展
るい   **	【受付番号等】

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第13)

様式第13 (第4条の5関係)

### 低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第7項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

- 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項 の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
- 3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
- 4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第14)

様式第14〔第9条〕

電子情報処理組織使用開始申出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 印 住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第1項の規制に基づき、次のとおり申し出ます。

申出者確認コード

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 2 「申出者確認コード」の欄には、暗証番号として用いる7桁のアラビア数字 の組合せを記入すること。
  - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以 下の事項を記載すること。
    - (1) 部署名
    - (2) 氏名
    - (3) 郵便番号
    - (4) 住所
    - (5) 電話番号
    - (6) ファクシミリ番号
    - (7) 電子メールアドレス
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第15)

様式第15〔第9条〕

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 印 住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第3項の規制に基づき、次のとおり届け出ます。

### 変更事項

変更前

変更後

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
  - 2 「変更事項」の欄には、「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代 表者の氏名」又は「届出者の住所」を記載すること。
  - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以 下の事項を記載すること。
    - (1) 部署名
    - (2) 氏名
    - (3) 郵便番号
    - (4) 住所
    - (5) 電話番号
    - (6) ファクシミリ番号
    - (7) 電子メールアドレス
  - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

### 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令様式(様式第16)

様式第16〔第9条〕

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣 経済産業大臣 殿 環 境 大 臣

> 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 印 住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第9条第3項の規制に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 届出者確認コード
- 2 届出者コード
- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、 以下の事項を記載すること。
  - (1) 部署名
  - (2) 氏名
  - (3) 郵便番号
  - (4) 住所
  - (5) 電話番号
  - (6) ファクシミリ番号
  - (7) 電子メールアドレス
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。